

水俣病に考える

(4)

「水俣市は熊本県と鹿児島県境にちかい海岸にあった。海は不知火の名で知られる八代湾である。市は隈境の山溪から流れてくる水俣川の河口にあったが、近辺には大小あまたの神が海にむかって楯目になつて没していた(水上越一海の証より)。水俣湾は美しい。松の緑が湖水のように静か。湾内にカキをうつしている。青色をおびた水晶のよつばに覆み切った海の水を

死んだ海

と指して、厩の小石が手にとやうに見え、静かな海。かつては魚類の宝庫だった。日本三天魚類流のひとつ黒の瀬戸(鹿児島県)を越えた魚類は、水俣湾内へと入られて、不知火海に出ていくボエ、チヌ、コシロ、クロダイ

など、種類も多し三十年の間に

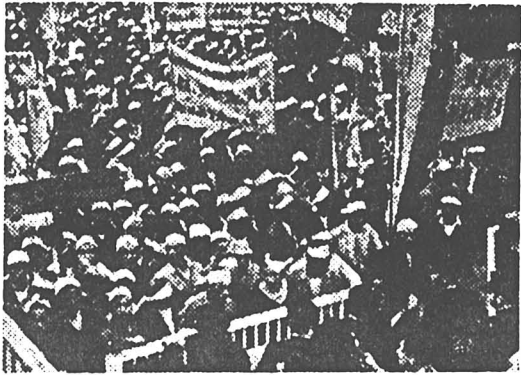


三十二年一月、国立公衆衛生院の研究會は、重金属による中の魚貝類に危険信号をあげたのだ。しかし操業を中止しうとは言わなかつた。危険海域を特定して操業を禁止すべきだという声が強

生活のカテ奪われて 補償求め衝突相つぐ

「海を失つた漁民に生活の手段はない。カテを求めて出漁するものがいたため、三十二年には一人も出なかつた感着が、三十三、三十四年にかけて続発した。水俣市以外の十指でも発生。水俣病の危険は湾内だけでなく、不知火海岸の全域に広がった。水俣市鮮魚小売商組合、仲介商組合は魚の不買を決断。追い詰められた漁民と工場との間に自然発火するべき衝突が起つた。八月には水俣市漁協が一億円の補償と工場排水の即時中止、浄化装置の完備などを要求。十一月には水俣を除く不知火海漁民がつきつきに要求を提出。工場側の態度が煮えきらないとして、工場に乱入。双方にケガ人を出すという流血の惨事をくりかえした。知事の調査報告があつた。水俣市漁協、水俣市の補償要求だ

た。果は湾内の魚獲を中止しろとはいわれないが、強めることは禁止。漁師たちは船も出せない海をながめて一日すわっていた。三十二年一月、国立公衆衛生院の研究會は、重金属による中の魚貝類に危険信号をあげたのだ。しかし操業を中止しうとは言わなかつた。危険海域を特定して操業を禁止すべきだという声が強かつたものの、禁止すれば漁業補償はだれが出すのか。金の出所が決まつていなかったのである。漁協では奇病の続発を防ぐために、自発的操業禁止を組合員に指示した。新日窒水俣工場の浄化装置は三十四年十月に完成した。総工費は約一億円。円形プールに似たシツリナー(直径二十尺)二基をつくり、サイクレーターで腐液中の固形物を沈め、川の水と同じ性質の水だけを海に流すもの。全国でも最も近代的な浄化装置という。工場に浄化装置が完成してからは、沈み切っていた水俣もやうとえ顔をとりもどした。「海水浴もして奇病になる」とソボを向かれていた湯の原温泉も、観光客が空を見せはじめた。「一時は旅館をやめようと思つた」(宮田漁之原協同組合会長)ほどきびれていたが、名物のタチウオ釣りも盛況。旅館は順つて改装新築。いま返されてはいない。



工場正門につめかけた漁民。漁民と工場の間には起るべき衝突が起つた(34年10月)